

千葉県「介護助手導入のためのセミナー（研修）」受講募集要項

1. 目的

高齢化の急速な進展に伴い介護需要が増大する一方で、介護人材の不足が深刻化しています。このような状況において、介護現場の生産性向上は喫緊の課題であり、その解決策の一つとして介護助手の導入が注目されています。

本セミナーでは、介護事業所が抱える人材不足の課題に対し、介護職が専門性の高い業務に注力できるよう、周辺業務を担う介護助手の有効性とその具体的な導入方法についてお伝えします。介護助手の導入は、介護職員の負担軽減、職場環境の改善、ひいては介護の質の向上に繋がります。本セミナーを通じて、各事業所が介護助手導入による業務改善を検討し、持続可能で質の高い介護サービス提供体制を構築するためのきっかけとなることを目指します。

2. 事業内容（時期については予定）

- 年に3回、介護助手導入のための研修を実施いたします。3回の研修は一連のプログラムであるため、すべてのプログラムに参加をお願いいたします。
- 各研修プログラムには、事業所の管理者および現場スタッフ（リーダークラスの参加が望ましい）の2名での参加となります。なお、各研修プログラムの参加者は同一の方としてください。
※ 3名以上で参加したい場合は、その旨を申請書に記載ください
- 参加事業所は各研修プログラムの内容を踏まえて、介護助手導入を実施するようお願いいたします。
※ すでに導入済みの事業所は必要に応じて業務内容等を見直していただきます
- 介護助手の募集に当たっては、マッチングサイト等の利用について案内する予定です。その利用料については、県にて負担いたします（15,000円/月 上限）。
なお、介護助手へ支払う報酬等は各事業所にて負担いただきます。

【研修内容】

- 第1回研修プログラム「介護助手導入の概要とポイント」（8月31日（月）14:00~17:00
千葉市文化センターで実施予定）
※ 詳細については、採択後改めてご連絡いたします。
▶ 介護助手導入の意義や目的、導入にあたっての注意点やポイントの講義および、介護助手に依頼する業務についてワークショップを実施します。
- 第2回研修プログラム「介護助手導入活動の振り返り」（11月上旬実施予定）

- ▶ 第1回プログラム等において策定する介護助手の導入計画や募集要項について、進捗確認及び計画の練り直しを実施します。
- 第3回研修プログラム「介護助手募集活動の振り返り、次年度に向けての活動計画」（2月上旬実施予定）
 - ▶ 今年度の活動をグループワーク形式で振り返り、次年度に向けて取組を検討します。

3. 事業実施期間

本事業の実施期間は、選定の日から令和9年3月末までとします。

4. 募集事業所及び募集数

- 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、千葉県内に所在する介護事業所
- 千葉県内に所在する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- 「介護助手導入のためのセミナー（研修）」への参加は20事業所程度とします。

5. 応募資格

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた千葉県内に所在する介護事業所もしくは、千葉県内に所在する養護老人ホーム及び軽費老人ホームで、かつ2の「事業内容」を実施できること。

6. 提出書類

本事業に応募する者は、以下提出フォームから入力すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とします。

- (1) ア 介護助手導入のためのセミナー（研修）に関する申請書（様式1）
 - イ 事業計画書
- (2) 提出期限 令和8年8月14日（金）17時00分まで
- (3) 提出方法 (1) 入力・提出フォーム
- (4) 提出フォーム URL・二次元コード

<https://beb3e9a1.form.kintoneapp.com/public/chiba-center-questionnaire-form-for-event-regarding-careassist-seminer-r8>



7. 選考方法

(1) 事業所の選定

事業所の決定に当たっては書面審査を実施します。(2)に示す審査項目のほか、地域バランス等を含めて総合的に判断します。選定結果については、全ての応募者に書面で通知いたします。

(2) 審査項目

ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること。

イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること。

ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること。

8. スケジュール

日程 内容 令和8年8月14日(金) 17:00 申請書の受付期限

令和8年8月20日(木) 終日まで 研修参加の選定通知

(採択者) 令和8年8月31日(月) 14:00~17:00 第1回セミナー(千葉市)

※ 詳細については、採択後改めてご連絡いたします。

9. 申請の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととします。また、事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消しいたします。

(1) 応募資格の各項目を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合

(4) 選定の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10. その他

(1) 申請は、同一事業者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとします。

(2) 当事業により発生する費用は事業所の自己負担とします。

(3) 申請書は、本事業の事業所選定以外の目的に使用しません。ただし、千葉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。

11. 問合せ先

千葉県介護業務効率アップセンター 介護助手セミナー係

E-mail : chibakaigocenter@nttdata-strategy.com